



下呂市からのお知らせ

(庁舎の一本化について)

はじめに

市では平成 30 年度までに庁舎の一本化を行うため、平成 25 年 11 月に外部委員会を設置して一本化の必要性や庁舎の位置等の協議を進めています。市民の皆さんに対しては広報紙や委員会だよりを通じて、また、アンケート調査や説明会、ワークショップ等を開催し、多くのご意見、ご提言を頂戴してきました。

その中で一番多く寄せられた意見は、「**庁舎を一本化する必要性が分からない**」というものでした。

本紙では、**庁舎の一本化をしなければならない理由**と、現在市が取り組んでいる内容をご説明します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜目 次＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第 1 章 庁舎の一本化

- ◆ 1 なぜ今庁舎を一本化しなければならないのか----- 2 ページ
- ◆ 2 庁舎一本化に向けた整備の要件（市の試算）----- 4 ページ
- ◆ 3 庁舎一本化検討資料----- 4 ページ
- ◆ 4 庁舎整備のスケジュール----- 6 ページ
- ◆ 5 皆さんの疑問にお答えします（Q & A）----- 7 ページ

第 2 章 平成 31 年度に向けた市の取り組み

- ◆ 1 市を取り巻く環境----- 9 ページ
- ◆ 2 平成 31 年度を目指して----- 10 ページ
- ◆ 3 振興事務所は今後も継続----- 11 ページ
- ◆ 4 地域づくりの進め方----- 11 ページ
- ◆ 5 368 の公共施設を見直し----- 12 ページ

第1章 庁舎の一本化

➤ 1. なぜ今、庁舎を一本化しなければならないのか

- ・ 利用期限（平成 30 年度）がある合併特例債を利用して、庁舎整備費用の将来の負担を軽減するため。
- ・ 耐震性を備えた庁舎を早急に整備するため。
- ・ 分庁方式の短所（維持管理費用の増大・行政事務の不効率や遅れ）をなくし、経費削減と時間短縮による効率化を図るため。

今回の「庁舎の一本化」は、複数の施設に配置してある本課を一つの建物に集約し、効率的な行政運営に努めるとともに、将来行わなければならない庁舎整備にかかる市の負担を有利な合併特例債を利用することで少しでも抑えること、また、現在の庁舎は耐震性が見込めないため、今後発生が懸念される大地震に対応（救助・復興）できる耐震性を備えた庁舎を早急に整備（新築や増改築）するという、財政面と防災面の視点から将来にわたって下呂市を継続していくための取り組みの一つです。

また、庁舎の一本化や新庁舎整備は、下呂市の合併について協議・検討してきた益田郡合併協議会で決定した新市まちづくり計画「^{きらめき}煌」の中でも今後の検討課題とされていたものです。

この庁舎の一本化については、合併時からの課題でもあり5ページの表のとおり合併特例債の利点（庁舎建設費で試算すると 15 億 6 千万円の負担軽減）を考えて、合併特例債が利用できるこの5年間（平成 26～30 年度）に行わなければならないと考えています。

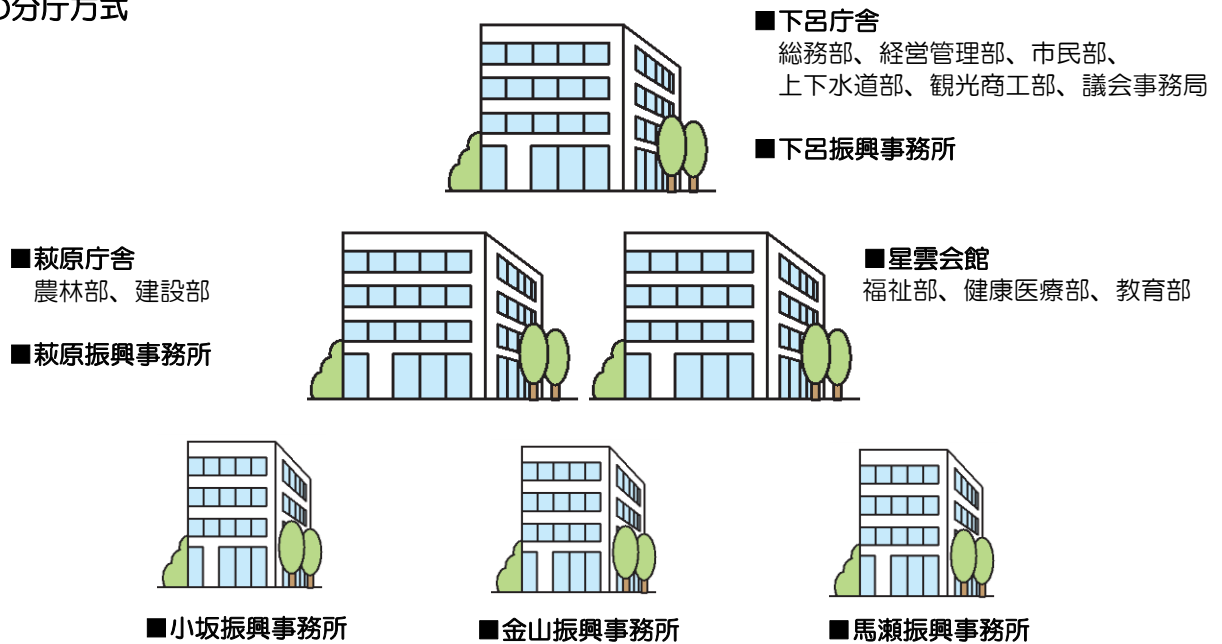
庁舎の一本化とは

現在、下呂庁舎と萩原庁舎の「分庁方式」をとっており、本庁機能を持つ部署（以下、本課と言う。例えば市民課、健康課等）を下呂庁舎や萩原庁舎、星雲会館等に分散して配置していますが、「庁舎の一本化」とは、耐震性を備えた一つの庁舎（建物）に本課を集約することです。

一本化（集約）する本課は、「組織の見直し」の取り組みによって、平成 31 年度までに市役所の業務を全て見直し、業務の集約・部や課の統廃合等を行うことで効率的な行政運営ができるコンパクトでスリムな新しい組織に生まれ変わります。

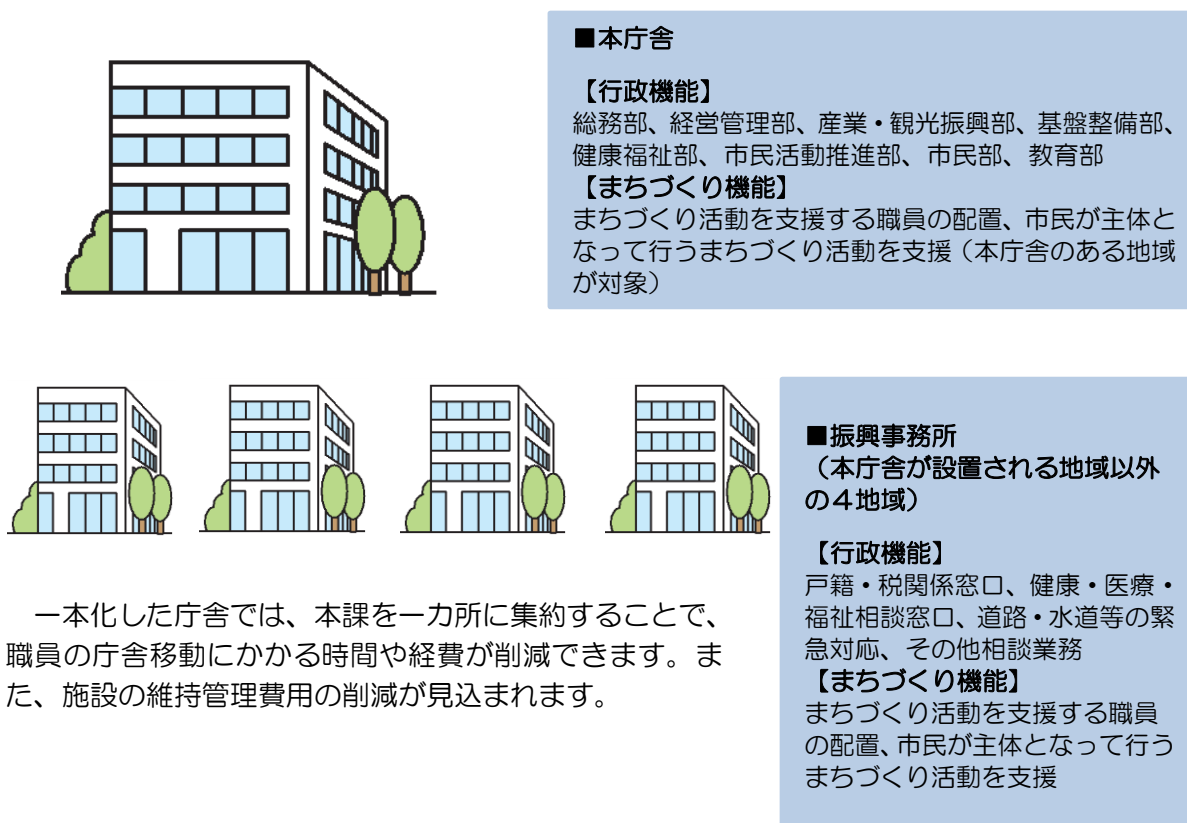
新しい市役所（イメージ図）

◆現行の分庁方式



分散していた組織を集約

◆分散した庁舎を一本化（平成 31 年度）



➤ 2. 庁舎一本化に向けた整備の要件（市の試算）

1. 一本化した庁舎（建物）で勤務する職員数は250人

組織の見直しによる新組織の職員数(250人:平成35年時点)が勤務できる広さ(6,000㎡を想定)がある施設が無い場合、何らかの庁舎整備（新築・増改築）が必要となります。

2. 一本化した庁舎の建物面積と敷地面積は共に6,000㎡

庁舎の一本化で重要な点は、庁舎の位置です。庁舎の位置を検討するには大まかでも庁舎や駐車場等の敷地面積を求める必要があります。庁舎の延床面積を6,000㎡とした場合、駐車場や通行部分まで含めた敷地面積は6,000㎡以上必要であると考えます。

3. 一本化した庁舎の位置（用地）は市有地で検討

庁舎整備には多額の費用がかかるため、庁舎の位置については、新たに土地を取得することは行わず、現在市が所有している6,000㎡以上の面積がある土地（取得予定地含む）で検討を進めています。

4. 合併特例債を活用し身の丈に合った庁舎

整備にかかる負担を少なくするため、合併特例債を活用し、一本化と耐震化を図るための必要最小限の庁舎整備を行います。

庁舎等の耐震の状況

施設名		建設年度	経過年数	耐震性	延床面積（㎡）
下呂庁舎		昭和41年	48年	無し	2,871
萩原庁舎		昭和35年	54年	無し	1,962
星雲会館	旧館	昭和48年	41年	無し	2,531
	新館	平成8年	18年	有り	
小坂振興事務所		昭和41年	48年	無し	1,620
金山振興事務所		平成3年	23年	有り	4,023
馬瀬振興事務所		昭和53年	36年	無し	1,003

➤ 3. 庁舎一本化検討資料

1. 合併特例債の利用検討

庁舎の整備には国や岐阜県等の補助制度はほとんどなく、自力で整備を行わなければなりません。そのため、庁舎の一本化に伴う庁舎整備費用の財源として、市の負担額が少なくなる合併特例債の利用を考えています。

財源の比較表

条 件	長 所	短 所	整備費用	市の負担額
合併特例債 (注1)	国から交付金が出るので市の財政負担が少ない	合併特例債の利用期限がある	例えば 23 億円	8 億 8 千万円
一般単独事業債 (注2)	時間をかけて庁舎整備（検討・建設）が可能	整備費用を全て市で準備する必要がある	とした場合 (注3)	24 億 4 千万円 ※利子が加算されます

注1 合併した市町村が利用できる借金で、借り入れた元利償還金（返済額）の70%が市に地方交付税交付金（交付税措置）として戻ってきます。ただし、利用期限（平成30年度までに事業を完了）があります。

注2 公共施設等を整備するときに利用する一般的な借金です。合併特例債のような交付税措置はありませんが、利用期限がないため時間をかけて事業を進めることができます。

注3 庁舎を新築した場合（延床面積6,000㎡を想定）の建設費用のみであり、用地費用や引っ越し費用等は含んでいません。

2. 既存庁舎の耐震化と庁舎新築との比較検討

庁舎の一本化には何らかの庁舎整備が必要になりますが、整備費用の面から現在の分庁方式を続けてはどうかというご意見もありますので、次のとおり整備費用等について比較しました。

現在、主な本課が配置されている下呂庁舎や萩原庁舎、星雲会館旧館は耐震性が見込めないため、このまま分庁方式を続ける場合でも耐震補強工事等の対応が必要になりますが、複数の施設について対応しなければならないため、整備費用も割高になります。また、耐震化した場合でも、建物の寿命を延ばすわけではないので、近い将来再び庁舎整備が必要になる場合もあります。今後の庁舎整備の費用面から見ても庁舎を一本化する必要があると考えます。

比較表

区 分	一本化する場合（新築と仮定）		分庁方式を継続する場合（耐震化）	
整備費用 (注4)	延床面積 6,000 ㎡の庁舎		下呂庁舎	5 億 7,400 万円
			萩原庁舎	3 億 1,300 万円
			星雲会館旧館	3 億 9,600 万円
	合 計	23 億円	合 計	12 億 8,300 万円
長 所	長期間利用することができる バリアフリー対応が可能になる		整備費用が安くなる	
短 所	多額の整備費用がかかる		利用期間が短い 施設が複数あるのでその分維持管理費用がかかる バリアフリー対応が困難となる	

注4 整備費用は庁舎の建設や耐震補強工事のみであり、用地費用や引っ越し費用等は含んでいません。

○庁舎等の耐震補強工事（耐震化）について

耐震補強工事は、地震に対して建物が耐え得るか構造上のそれぞれの問題を見つけ、地震で崩壊しないよう人々の生命と財産を守るために行うものです。

庁舎等の多くが昭和 35 年から昭和 53 年に建設された施設であり、長いもので建築後 50 年以上経過しています。

耐震性のない建物が全て危険ということではありませんが、一般的に鉄筋コンクリート造の法定耐用年数は 50 年から 60 年と言われており、耐震補強工事を行っても、建物の寿命そのものを延ばすものではありませんので、耐震補強工事後に利用できる期間は短くなると考えます。

また、施設も老朽化し維持管理費用の増加が見込まれますし、施設の構造上エレベーターの設置といったバリアフリー対応が困難で、高齢化が進む現代において高齢の方や障がいのある方にとって利用しにくいという問題を抱えることになります。

3. 庁舎等の維持管理費用の検討

本課と振興事務所（各地域振興課）を配置している建物の維持管理費用（電気料や施設保守点検費用等）は、年間約 1 億 5 千万円（11 施設の合計※）かかっています。

庁舎を一本化した場合、振興事務所等を除いた新庁舎（新築と仮定）1 つの建物で維持管理費用は年間約 2,500 万円（新庁舎のみ）と見込んでいます。

現在、本課が配置されている施設は、下呂庁舎、萩原庁舎、萩原庁舎北舎、星雲会館、下呂ふれあいセンター、クリーンセンターがあり、施設をまとめることで維持管理費用を削減することができると思っています。

※11 施設の内訳

- ・下呂庁舎（下呂振興事務所）・萩原庁舎（萩原振興事務所）・星雲会館・下呂ふれあいセンター
- ・クリーンセンター・小坂振興事務所・金山振興事務所・馬瀬振興事務所・萩原保健センター
- ・下呂市民会館・健康館

➤ 4. 庁舎整備のスケジュール

市内の各種団体の代表者や公募による市民等で構成された外部委員会「下呂市新庁舎整備検討委員会」で庁舎の位置等の検討を進めており、新庁舎での業務開始まで下表のとおり進めていきます。

年月日	内 容
平成 26 年 7 月	下呂市新庁舎整備検討委員会は 8 月まで定期的開催
8 月	下呂市新庁舎整備検討委員会の検討結果を市へ報告
9 月	新庁舎の位置の決定予定
平成 27～28 年	基本設計・実施設計の発注、建設工事契約 ・市民アイデアの募集や説明会を行う予定です。
平成 29～30 年	建設工事
平成 31 年 3 月	新庁舎への引っ越し
平成 31 年 4 月	一本化された新庁舎で業務開始

➤ 5. 皆さんの疑問にお答えします

市民アンケート調査や市民説明会、市民ワークショップを開催しました。その中で多く寄せられた意見とその意見に対する市の考え方ををご紹介します。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え
1	今の分庁方式のままで十分です。	分庁方式では、業務のための本課の職員の庁舎移動にかかる費用や時間、施設維持管理費用等、全て数字になって表れるものではありませんが、一つの庁舎と比べると確実に経費がかかっています。耐震性が見込めないため、今後耐震化が必要となりますが、二つの庁舎を耐震化するとなると多額の経費が必要となりますし、いずれ庁舎の建て替えも必要になります。また、市の政策や事業を進めるには、担当の本課以外にも複数の部署の本課等とも協議する必要がありますが、本課が別の建物にあるため、このような横の連携も図りにくく時間もかかります。 地方交付税交付金の減少等による財源不足が見込まれ、よりスピーディーな行政運営が求められる中、分庁方式を続けていくということは困難であると考えます。 また、本課が別々の建物に配置されているので、市民の皆さんにも目的の場所（本課）が分かりにくいという問題もあります。
2	災害のことを考えると、一本化せず組織を分散させておいた方がよいと思います。	災害対応では、様々な部署の職員が情報収集等の対応にあたりますが、現在の体制では主に、下呂庁舎、萩原庁舎、星雲会館に本課があり、一つの指示や報告を伝えるにもこの三カ所の施設に連絡が必要となり、災害対応時に重要な「情報の共有」に時間がかかり、対応が後手に回る恐れがあります。 災害のことを考えると組織を分散させず一カ所で判断と対応のできる体制づくりが必要であると考えます。
3	市役所の機能（本課）を一カ所に集約させないで、各振興事務所にその機能を振り分け、振興事務所の機能拡充を図った方がよいと思います。	上記No.1のとおり、分庁方式のため市役所内の横の連携も図りにくく、時間もかかっています。また、それに伴う職員の移動経費等の費用もかかっています。 このような状況の中、本課を各振興事務所（5ヶ所）に振り分けるとなると、市役所内の連携はより取りにくく、政策や事業を進めるのに一層時間がかかります。また、費用で比べても現在の分庁方式より経費が高くなると見込まれます。テレビ会議システム等のIT技術を利用することで複数の施設に本課が分かれても会議はできますが、重要な問題は直接協議しなければなりません。 したがって、本課を各振興事務所に振り分けず、庁舎の一本化を図り、本課を一カ所に集約する必要があると考えます。 また、地方分権によって地方自治体はあらゆる業務で専門性が必要になっています。こうした課題に対応するため本課を各振興事務所に配置することは困難です。
4	振興事務所の今後がよくわからないので不安に感じます。 振興事務所は今後どうなりますか。	本紙11～12ページのとおり見直しますが、振興事務所は無くなりません。職員数については若干の減少となりますが、今までどおり窓口業務は継続し、地域づくりの拠点として皆さんのまちづくり活動を支援していきます。今年度は各振興事務所に1～2名の地域力向上支援員を配置して新しい振興事務所に向けてスタートしました。 市が行う業務は本課が統一的に行うこととしており、業務内容によっては本課（一本化した庁舎）が対応することもあります。最寄りの振興事務所まで本課職員が伺うなどして極力皆さんの負担を軽減したいと考えています。 各地域の特色ある活動は、振興事務所が地域づくりの拠点として市民の皆さんと一緒に進めます。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え
5	一本化すると市民サービスが低下しないか心配です。	今までと比べると多少の不便が出てくることもあるかもしれませんが、今回の庁舎の一本化は今後も下呂市が継続していくための取り組みの一つです。 各地域の振興事務所は上記No.3のとおり継続し、ほとんどの行政サービスは最寄りの振興事務所で利用できます。
6	財政面で不安に思うので将来に負債を残さないようにして欲しいです。	一本化には庁舎整備が伴うため多額な費用がかかり市の財政に負担をかけることは事実です。ただ、庁舎整備は将来いつかは行わなければならないものであり、また耐震化が見込めず不安な状態のままでは問題があります。交付税措置がある合併特例債を利用し庁舎を整備することは、将来の市の負担を減らす最善の方法であると考えています。 当然、合併特例債は借金です。その金額を少なくすることは必須であり、より安価な方法を検討し、整備費用を少しでも抑えなければなりません。
7	新築ではなく、今ある庁舎や振興事務所を耐震化すれば良いと思います。	庁舎整備方法は、新築や今ある施設を増改築する方法が考えられます。それぞれの方法には長所や短所があり、整備費用も異なります。 新築の場合は、長く使えバリアフリー等にも対応できますが、多額の費用がかかりますし、増改築（耐震化も含む）の場合は費用を安くできますが、近い将来に再整備（建て替え）が必要になるという事も考えられます。 市にとってどの方法が最善か現在検討しています。
8	新庁舎の前に、市には他にやるべき仕事があると思います。	厳しい財政状況ではありますが、庁舎整備は将来いつかは行わなければならない重要な課題であると考えます。 庁舎としての耐震性が見込めない状況に早期に対応する、将来負担を減らす効率的な行政運営の面からも合併特例債が活用できる今、行わなければならないと考えます。
9	新庁舎の延床面積を6,000㎡と想定していますが、もっと縮小できませんか。	必要な延床面積を6,000㎡と計算していますが、庁舎整備が完了する平成31年度の職員数（280人）ではなく、今から10年先の平成35年度の職員数（250人）を基に計算しています。その理由は、今後も職員の減少が見込まれることから、整備完了時点の職員数で延床面積を考えてもすぐに空きスペースが発生してしまうので、より厳しい条件で試算したものです。 岐阜県内の21市の庁舎の職員一人当たりの面積は約26㎡で、下呂市と同じような合併新市7市の平均は約35㎡となっており、現在考える新庁舎は約24㎡（6,000㎡/250人）です。市の庁舎としては適切な規模であると考えています。 整備費用を抑えるには庁舎規模を縮小することが効果的ですので、引き続き検討していきます。
10	具体的な庁舎の場所はありますか。	一本化する庁舎の場所は大変重要な問題です。 この資料のとおり、財政状況が厳しいということ、さらには一本化には庁舎整備が必要であり多額な費用がかかります。 このことから、庁舎の場所については、新たに土地を取得するのではなく、現在市が所有している土地（取得予定地含む）を基本として検討を進めています。
11	下呂総合庁舎を利用できませんか。	萩原地域の羽根地区にある「下呂総合庁舎」は、下呂市の区域を管轄する岐阜県の施設です。総合庁舎には、下呂土木事務所や下呂農林事務所等の組織が配置されており、下呂市と同じく公共的な団体（地方自治体）です。総合庁舎一帯は、非常に広大な面積や建物があり、岐阜県と下呂市の連携という点でも利点があると思われます。 ただし、あくまで岐阜県の財産（施設・土地）であり、下呂市の意向だけで庁舎の利用ということを考えることはできません。

第2章 平成31年度に向けた市の取り組み

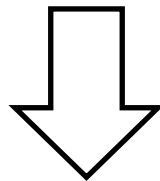
➤ 1. 市を取り巻く環境

市の大きな収入源である国からの地方交付税交付金は、これまで合併した市町村の特例措置として本来交付される金額より多く交付されていました。

しかし、平成26年度から減額が始まり、平成31年度には特例措置が無くなります。市の今後の財政見通しである「財政シミュレーション」では、平成30年度には税収の減少も加え約28億円の財源不足が見込まれ、抜本的な行政運営の見直しが急務となっています。

＝行政運営の視点から見た課題＝

- 人口の減少と少子高齢化……合併10年間で、約1割の人口が減少
- 地方交付税交付金の減少による行財政改革……平成30年度には約24億円の交付金が減少
- 権限の移譲による地方分権……自立した地方自治が求められる
- 庁舎の耐震化……大規模地震による庁舎機能停止の恐れ

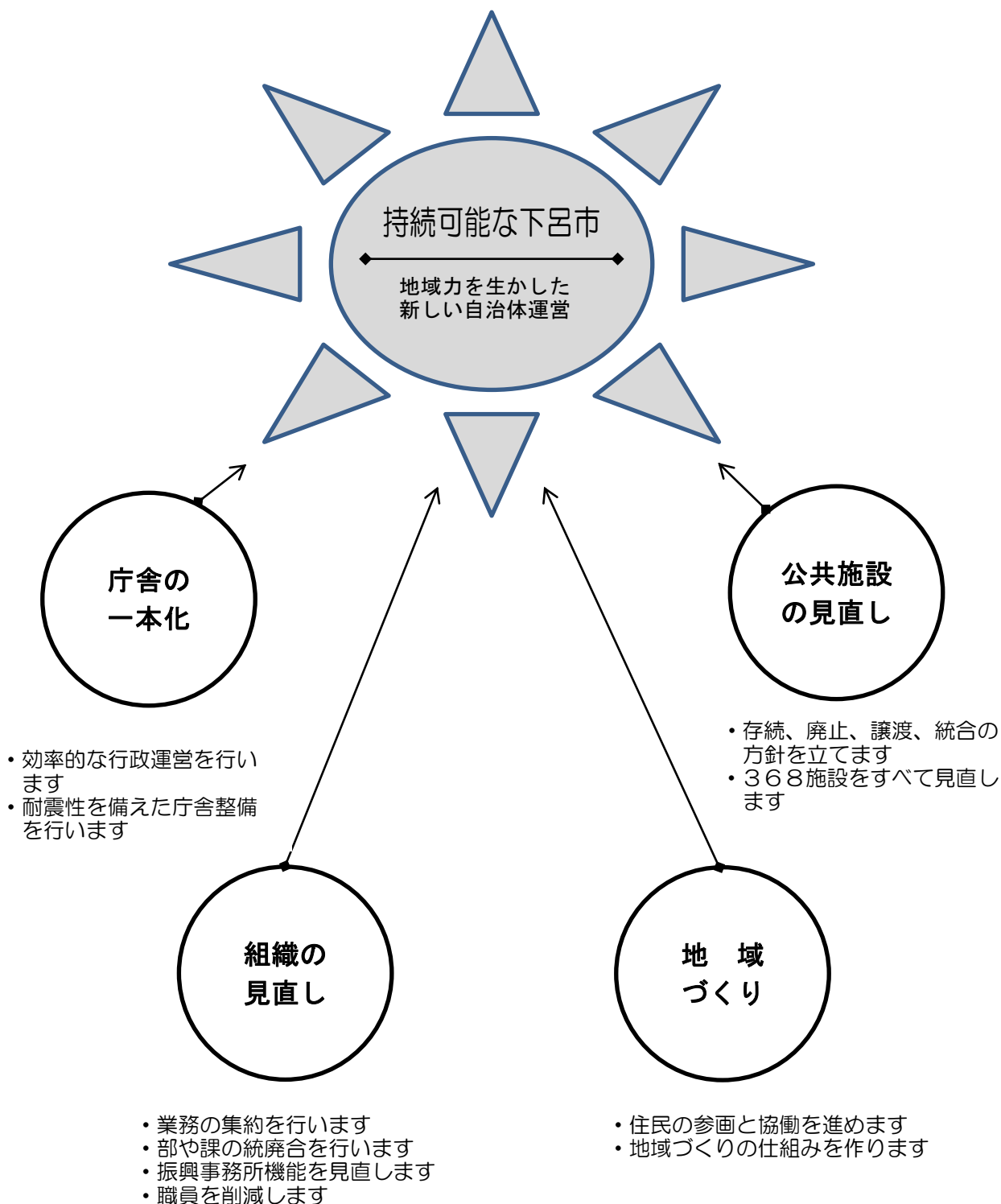


**行政・地域社会
の持続が困難**

➤ 2. 平成 31 年度を目指して

前頁の課題にもあるように、今後、下呂市は経済的・財政的・社会的にも厳しい状況となっていきます。目先にとらわれることなく、5年先、10年先の下呂市の姿を描きながら、行政運営を進めて行かなければなりません。

市は「庁舎の一本化」以外にも「組織の見直し」、「公共施設の見直し」という取り組みも一緒に進めており、どの取り組みが欠けても今後の下呂市の運営は難しくなります。これらすべての取り組みを一体的に進め、地域力を生かした新しい下呂市の自治体運営により持続可能な下呂市を目指します。



➤ 3. 振興事務所は今後も継続

今後の振興事務所の組織は、一部の機能を本課（一本化された庁舎）へ集約し、大きく2つの機能を担います。

1. 地域の「総合的な窓口」

住民票の発行や市税の徴収等の戸籍・税関係窓口業務、健康や福祉に関する相談業務、道路や水道工事等の事業系緊急対応、その他相談業務等のセーフティネット業務を担います。

2. 地域づくりの拠点

市民のまちづくり活動の支援に特化した職員を数名配置し、市民が主体となっていくまちづくり活動、地域が担うべきまちづくり活動を積極的に支援します。

今後の振興事務所の建物は、「公共施設の見直し」の取り組みにより、耐震性のある建物はそのまま存続しますが、耐震性が見込めない建物は取り壊して他の施設へ振興事務所の機能（組織）を移すか、再整備を検討します。振興事務所の職員数については、本課へ業務を集約するため減員するとともに、地域力向上支援員を増員しますが、現状の職員数と比べると若干の減少となる見込みです。

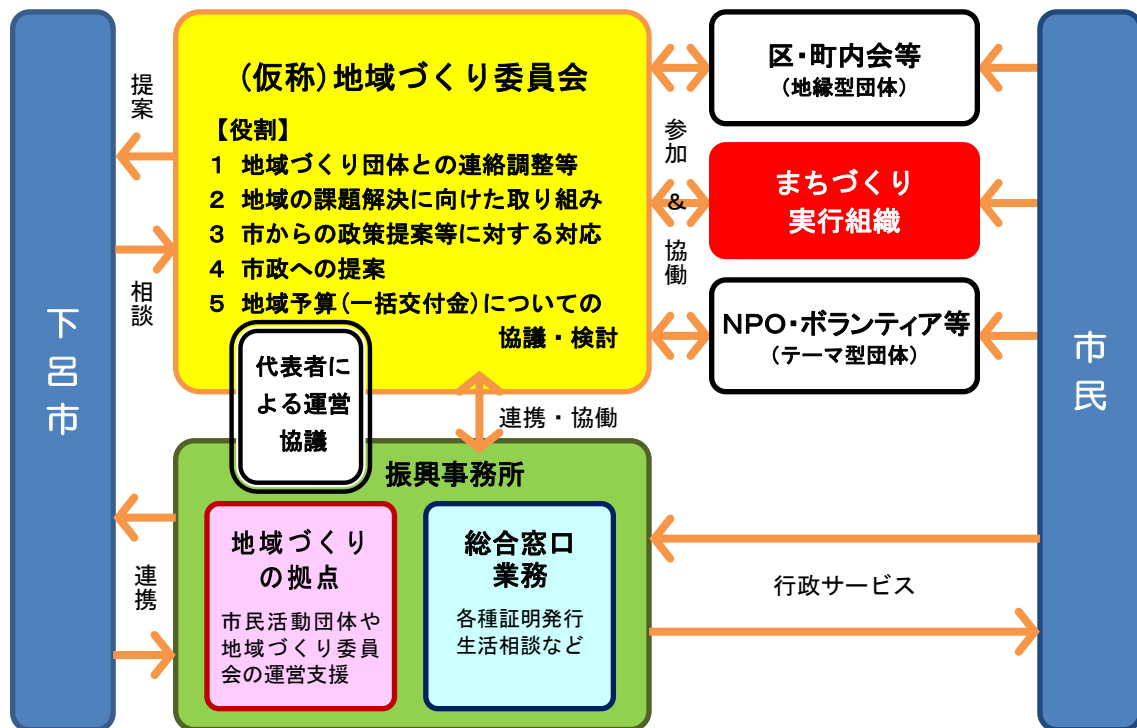
※一本化した庁舎のある地域には振興事務所は置きません。「地域づくりの拠点」としての機能を配置します。

➤ 4. 地域づくりの進め方

市民が主体となった「地域づくり」を進めます

これまで市内各地域では、自治会や市民活動団体により、地域課題を解決するための取り組みや地域をより良くするための取り組みが行われてきましたが、人口減少や少子高齢化が進み、それぞれ単独での活動には限界が生じてきています。これから先も住みよい地域社会を維持していくためには、こうした現状を踏まえ、「自分たちのことは自分たちで」「地域のことは地域で」解決するという考えのもと、自治会単位の範囲を超えたより大きな範囲で、その地域の実情に合った地域づくりを進める仕組みが必要です。

地域には、地域ごと様々な課題がありますが、地域のことを一番よく理解している自治会、地域活動を展開する市民活動団体などと連携を図りながら、その地域課題を考え、解決する仕組みづくりを次のように進めます。



➤ 5. 368の公共施設を見直し

現在、市には 368 の公共施設があります。それら公共施設すべてを今までと同じように維持していくことは、今後予想される厳しい財政状況では非常に困難です。

今後も市民生活に必要な施設を存続させていくためには、すべての公共施設のあり方を見直して、施設を維持できる方法や手段を考えていかなければなりません。

公共施設の見直しでは、下記の7つの視点から今後の公共施設を存続・統合・譲渡・廃止という基本方針について、市民の皆さんや関係団体等と協議・調整を図りながら検討を行い、平成 30 年度までには、すべての施設の見直しを完了したいと考えています。

7つの視点

- ①施設の設置目的や機能が民間の施設と競合していないか
- ②施設の設置目的が時代のニーズに合致しているか
- ③利用率が大きく低下する傾向にないか
- ④利用者が一部の地域に集中しているため、より地域に密着した運営が行えないか
- ⑤耐用年数の到来により、施設の安全性や快適性、機能性が失われていないか
- ⑥災害等有事の際、避難所等の拠点となりうる施設ではないか
- ⑦借地料が高コストとなっていないか

《このチラシのお問い合わせ》

〒509-2295 下呂市森 960 番地

下呂市役所総務部総務課

(下呂市新庁舎整備検討委員会事務局)

電話 24-2222 (内線 214)

FAX 25-3250

メール soumu1@city.gero.lg.jp